

香川県報



号 外

平成 18 年

2月24日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

条 例

●知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事・行革課） 一

本号で公布された条例のあらまし

知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第一号）

- 1 小鳩幼児園児死亡損害賠償事件の裁判において、県が上告を行わないことに伴い、知事及び副知事の責任を明らかにし、知事及び副知事の給料の減額措置を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十八年三月一日から施行することとした。

条 例

知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第一号

知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与等の特例に関する条例（平成十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（この条例の失効）」を付する。

附則に次の一項を加える。

（給与の特例措置）

3 知事及び副知事の受ける給料月額については、平成十八年三月一日から同月三十一日までの間、

第一条第一項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の五十」とし、同項第二号中「百分の十五」とあるのは「百分の二十五」として、同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成十八年三月一日から施行する。